

養子離縁届の記入例

届出する年月日を記入してください。

養子離縁届

令和 年 月 日 届出

滋賀県東近江市 長 殿

養子離縁する方が「男性」の場合、こちらにご記入ください。

養子離縁する方が「女性」の場合、こちらにご記入ください。

養親が夫婦の場合

養親が夫婦である場合で、未成年者と離縁するには、夫婦が共同して離縁しなければいけません。ただし、夫婦の一方がその意思を表示することができないときは、単独で離縁できます。

養子が成年者なら、単独で離縁できます。

縁組中(現在)の氏で氏名を記入します。

養子離縁する人の縁組中(現在)の本籍・筆頭者氏名を記入します。

実父母の名前を記入します。父母が現在、婚姻しているときは、母の氏は書かないでください。また、離婚その他の事情で父母の氏が変わるときは、変更後(現在)の氏を書いてください。

養子離縁する人が離縁後におく本籍・筆頭者氏名を記入します。

養子が縁組中の氏名で署名します。ただし、養子が15歳未満のときは上の「届出人」欄は空欄となり、下の「届出人」欄に養子の離縁後の法定代理人が記入し、署名します。押印は任意です。

持参いただくもの

- ① 養子離縁届書(1通)
 - ② 運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等
 - * 本人確認のため
 - ③ マイナンバーカード
- 表面記載事項に変更が生じる場合は持参してください。

連絡先 電話 0748 (24) 1234
自宅・勤務先 [] 携帯

必ず連絡先の電話番号をご記入ください。

裁判離縁を除き、証人として当事者以外の2人の署名が必要です。証人は、養子離縁の事実を知っている人で、18歳以上の方であれば、どなたでもかまいません。(ご家族、知人など) 押印は任意です。

(よみかた) 氏名	養子 ひがしおうみ たろう 氏名 東近江 太郎	養女 氏名	
生年月日	平成4年5月1日	年 月 日	
住所	滋賀県近江八幡市桜宮町236 番地 号		
(住民登録をして) (よみかた) 世帯主の氏名	しが けんいち 滋賀 健一		
本籍	滋賀県東近江市八日市緑町10 番地 番		
(外国人のときは) (国籍だけを書いて) 筆頭者の氏名	東近江 一太郎		
父母の氏名	父 滋賀 健一	続柄	父
父母との続柄	母 びわ子	続柄	長男
離縁の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離縁 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 死亡した者との離縁 <input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決 <input type="checkbox"/> 許可の審判確定		
離縁後の本籍	滋賀県近江八幡市桜宮町236 番地 番		
届出人	東近江 太郎 印		

(よみかた) 氏名	養父 ひがしおうみ いちたろう 氏名 東近江 一太郎	養母 ひがしおうみ やよい 氏名 東近江 弥生
生年月日	昭和35年12月13日	昭和40年11月8日
住所	滋賀県東近江市八日市緑町10 番地 5 号	
(住民登録をして) (よみかた) 世帯主の氏名	ひがしおうみ いちたろう 東近江 一太郎	
本籍	滋賀県東近江市八日市緑町10 番地 番	
(外国人のときは) (国籍だけを書いて) 筆頭者の氏名	東近江 一太郎	
届出人	養父 東近江 一太郎 印	養母 東近江 弥生 印

養父	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 住 <input type="checkbox"/> マ <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無
養母	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
通知	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要
送付	年月日

戸籍法73条の2の届出
離縁の日から3ヶ月以内に限り届出ができ、家庭裁判所の許可なく、離縁の際に称していた氏を名乗ることができます。

押印は任意です。

調停・裁判離縁の場合は、裁判所からの書類を忘れずにご持参ください。その場合、届出人は申立人です。確定の日から10日以内に届出が必要です。証人は必要ありません。(ただし、死亡者との離縁のときは、成年の証人が2人必要です。)

15歳以上の方で縁組の日から7年以上経過した後に離縁する場合は、「戸籍法73条の2の届出」をすることで縁組中の氏をそのまま使うことができます。養子離縁届と同時に提出するときは、この欄は記入しないでください。